

令和2年度 男女共同参画の視点で進めるまちづくり支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 県内での男女共同参画の推進を目指し、男女共同参画の視点をもって、市町や地域で新しいまちづくりを進めていくための事業を支援する。

(助成金の交付対象者)

第2条 この助成金の交付対象者は次に掲げる要件を満たす団体であることとする。

- (1) 男女共同参画の推進を目的とした県内の市町、三重県男女共同参画センターの登録団体、または本助成金申請後、当センターの登録団体として活動する意思がある団体（以下、「各団体」という）であること
- (2) 三重県男女共同参画センター団体登録制度規則の登録要件に則り、県内で活動する非営利団体であること
- (3) (2) に同じく、特定の政治・宗教を支持する団体でないこと
- (4) この助成金を3年間継続して交付されていない団体であること

(助成対象事業)

第3条 この助成金の対象となる事業は次に掲げる要件を満たす事業であることとする。ただし、同じ事業内容で助成対象となるのは3回までとする。

- (1) 男女共同参画の視点をもった事業であること
- (2) 地域の男女共同参画を推進するための事業であること
- (3) 親しみやすく参加しやすい内容であること
- (4) 本事業終了後、自立・継続・発展の構想があること
- (5) 報償費（謝金）が必要な場合は、事業総額の50%以下であること

(助成額および助成対象経費)

第4条 事業費として上限30万円までを助成し、審査会を合格した各団体について先着順とする。ただし、申請内容の一部のみを助成対象とすることもある。また報償費については、事業総額の50%以下とする。

(助成の対象となる期間)

第5条 令和2年4月1日（水）から令和3年2月28日（日）までとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに公益財団法人三重県文化振興事業団理事長に提出するものとする。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 収支予算書(第3号様式)

(交付決定)

第7条 理事長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付すべきであると認めたときは、すみやかにその決定の内容及びそれに付した条件を助成金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知することとする。

(助成金の変更申請)

第8条 申請者は、助成金の交付決定を受けたあとにおいて、助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成金交付変更承認申請書(第5号様式)を理事長に提出し、その承認を受けることとし、収支に変更が伴う場合は、収支変更予算書(第6号様式)を添付の上、申請を行うこと。

(助成事業の中止または廃止)

第9条 申請者は、助成金の交付決定通知を受けた後において、助成事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ助成対象活動中止・廃止承認申請書(第7号様式)を理事長に提出し、その承認を受けるとともに、助成金を返還しなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、助成事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに、実績報告書(第8号様式)、事業報告書(第9号様式)、収支報告書(第10号様式)を理事長に提出しなければならない。ただし、最終提出日は令和3年3月12日(金)とする。期日を過ぎても未提出の場合は、助成金の返還を求める場合もある。

(助成金の額の確定及び通知)

第11条 理事長は、実績報告書を受領したときは、これを審査し、当該助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(第11号様式)により助成対象者に通知する。

(助成金の請求)

第12条 申請者は、助成金の額の確定通知を受けた後、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第12号様式）により行うこととする。

(その他)

第13条 当該助成金の交付に関しては、この要綱に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この要綱は平成19年4月1日から施行とする。

この要綱は平成20年4月1日から施行とする。

この要綱は平成21年4月1日から施行とする。

この要綱は平成22年4月1日から施行とする。

この要綱は平成23年4月1日から施行とする。

この要綱は平成24年4月1日から施行とする。

この要綱は平成25年4月1日から施行とする。

この要綱は平成26年4月1日から施行とする。

この要綱は平成27年4月1日から施行とする。

この要綱は平成28年4月1日から施行とする。

この要綱は平成29年4月1日から施行とする。

この要綱は平成30年4月1日から施行とする。

この要綱は平成31年4月1日から施行とする。

この要綱は令和2年2月1日から施行とする。